學大科法學大國帝都京

巻

)所有權 紅幣 濟學讀書會記 ノ下落

富田博士ヲ悼

經 體力ニ就イラ 濟 政策

承邦私出 ン戦争利得 産り死産 稅 生

財

土 ノ起 濟的 源 豣

保險 不 换 人紙幣流 利 ŀ 明 個 硏 然性

經濟

變轉期

1 根據 究

通

= 就 テ

办 本 島 田 昌. 郎

堲

mi

问

H 田

鄕

治鄭

河 祌

法學

奢侈

ŀ

貧困

で
が
る
っ
ざ
い

ijΟ

正 肇 雄

愽 俪 織高河本神 Ш. 木

Ħ 田 田 上 美 越

萬馬雞頭 雄 75

劢开

不換紙幣流通 ノ根據三就テ

業學校教授 山口高等商 作 \mathbb{H} 莊

存スル カ。 **ラ居ラルル。余ハ久シク此ノ强制通用力説ニ疑ヲ懷キ、不換紙幣流通ノ根本要件ハ寧ロ其以外ニ** 具フルガ故デアルト云フニアル。 ノ實體價値ヲ有セザル貨幣ノ流通ノ要件ト 不換紙幣流通ノ根據(若りハ其ノ存在ノ根據)ニ就テ廣ク唱ヘラルル學説ハ不換紙幣ガ强制通用力ヲ 次第デアル。 恰モ戸田博士 ト見ラ居ル。其所見果シラ當レ ノ高論ヲ讀ンデ意動キ、 最モ近クハ本誌第二卷第二號(云→四頁) ニ於テ戸田博士ガ「充分 ルヤ否ヤ、 取敢エズ卑見ヲ提出シテ同博士初メ先権諸賢ノ高教ヲ シラハ强制通用力ノ存在ヲ以テ足ルノデアル」ト言ツ 叉其ハ夙ニ先人ノ言及セル遼東 ノ豕ニ過ギザル

~ 置キタ 强制 通用力説ヲ論ス 不換紙幣ガ將來二於ラ兒換紙幣 ىرر .--先 チ 應 不換紙幣流 Ŋ iv 通 ~ シ 根據ガ兌換ノ期待ニアリト ۴ 期待ガ其流通 1 原因 ・言っ説 11 N -1 ١ 就

或程 ラ連 仰ク

究

換紙幣 **發行セル太政官札ハ一定期限ニ兌換スベシトノ公約アリシガ故ニ或程度マデ其流通** 度マデ承認シテ差支ナイ。例へハ今日ノ歐洲大陸諸國ニ於ケル如ク兌換停止ニ由 フ ヲ難雄ナラシ **明國ノ信用厚** ソ開ケラ居レ、國内ニ在ラハ一種ノ永久不挻紙幣デアル ラ、永久不換紙幣 (如上ノ豫約ナキモノ) ニハ關係ナイカラデアル。燠太利 100 ナバ兌換ノ期待ハ暫行不換紙幣 ŀ サレド兌換 ハ戰後必ぶ兌換ヲ復活ヌルナラントノ豫期ニ據 ハ信ジラレナイ。其譯ハ次ニ述ブルガ如キ /キ政府 幾分カ價格ノ下落及流通ノ澁淵ヲ來タスコ ムルコトハナイト思フ。又暫行不挻紙幣ヲ永久不挻紙幣ニ變更シ、兌換 ノ期待バ不換紙幣流通ノ附隨的原因デ、決シラ一般主要ノ根據デ ガ永久不換紙幣ヲ發行スルナラバ單ニ兌換 (發行者が説示的又ハ默示的ニ將來ノ兌換ナ躁約セル不換紙幣) 別筒ノ流通根據 リテ依然流通ヲ續ケ、 カ ŀ アラン 決シラ流通ニ支障ハナイ。 ノ期待ヲ缺如ス ŧ カアル ノ紙幣ハ對外為替兌換 其が直に紙幣ノ流通ヲ絶 カラデアルで 叉我國 ساد リテ生ジタル ノミニテ其 ハナィ。 ノ澁 「ガ明治」 ノミ當飫 ノ期待ヲ奪 今日ノ文 滞ラ シ途 緩 流通 何 午 *1*ij

_

挻 通 重要デコ セラレザル紙幣ヲ不換紙幣トナスト言フガ如キ名辭論ヲ雕レラ通貨ノ實質ヨリ考フルナラバ、 用力ハ實ニ不換紙幣成立ノ要因トマデ見ラレラ居ル。 不換紙幣流通 流通 風根據デ 7 一强制 ノ根據ヲ其ノ强制通用力 ハナイト思フ。 通用力 ハ唯ダ不換紙幣 今假二社會 主求 ノ流通ヲ支持 ノ秩序ガ整頓 ムル ノ説 ハ最モ多クノ學者 シ政府 サレド吾人ハ强制通用力ヲ有 ス ル一原因タ ノ權力及財力 ル = 山出 Jŀ: ッ ガ强大ナル テ唱 必 ź 3 國 、其主要 且ツ発

第二卷 (第四號 七一) 五五一

(第四號 七三) 五五二

第二卷

其政府 出來ナイ。之ニ反シ不換紙幣が需要額以上ニ濫發セラレ、又ハ發行者ノ存立ガ危ブマ 「ぐりんばつく」デアレ又我國ノ太政官札等デアレ何レモ發行ノ目的ガ通賃供給ニアラデ政府收入 不確實ナルベク、又張制ガアツテモ尙 ナラヌ。又適當ノ發行額ナラバ單ニ强制通用力ヲ餤グタケニテ全然流通シナイト斷言スル 也 ニ存シ、通貨ノ面ヲ覆ハル一種ノ張制公債ニ近カツタ。 立派ニ通貨 ノ通貨ト共ニ之ニ張制通用力ヲ與ヘナイトシタナラバ如何デアラウカ。吾人ハ斯カル不換紙幣 レ、叉各國ノ實際モ然ウデアル。サレド從來ノ不換紙幣ハ佛國ノ「あつしにや」デアレ、米國 タト ル貨幣政策ョリ言^(バ不換紙幣モ亦通貨ノ一 エ强制通用力アリ ガ他種ノ通貨ト合セテ祉會ノ通貨需要額ヲ超ヱザル程度ニ不挻紙幣ヲ發行シ、 トシテ流通シ得ル ŀ ス n ・思フ。 τ (之チ支持スル司法的權力が依然活動シ居ルトスルモ) 從來强制通用力ハ不換紙幣ニ缺グベカラザル一 ホ圓滑ナル流通ヲ見ナカツタ程デアル。 種ナレバ社會ノ需要額ニ相應シテ發行 **其等ハ强制通用力ナクシテハ流通極** 紙幣ノ流通 サレド今日 而カモ他 jv jv 娶素卜見 シナケレ 場合 甚 ノ進步 = メラ シ Ի ŋ Ē

貨ノ種類ヲ撰擇スルコ 通用力ニアリテハ 提供スル通貨ヲ受取ラナケレバナゥヌ。 凡 ŧ ノデアル。若シ此規定ニアル「但シ特種ノ通貨ノ給付ヲ以ラ債權ノ目的 シ 敷種ノ通貨アル 通貨受領者 ŀ ガ出來ル。 トキニハ其强制通用力ニ絕對的 (金錢價權者)ハ全ク其意思ヲ無視セラレ、 我民法第四百二條第一項ノ規定ハ此相對的强制通用力ヲ示 相對的强制通用力ニアリテハ債權者ハ豫メ其欲スル通 卜相對的 唯ダ通貨授與者 トノ ト為 別ガアル。 ₹/ タル 絕對的 ŀ (金錢債務者) 4 此限 强制 ė

難澁ニ陷ルデアラウ。

非ズー 絕對的 强 ト云フ但書ヲ變更シテ 制通用力トナル譯デアル。 一特種 貨幣法 ノ通貨 ハ各種ノ通貨毎ニ夫夫張制通用力ヲ付與シテ居ル ノ給付ヲ以テ債權 ラ目的 ト為スコトヲ得ズ」 ŀ ナ ガ

居ル 通貨全體 汝 ニ就キ各種通貨ヲ撰擇的ニ受領スルコトヲ禁ジテ居ナイ、 斯 カル 制度ノ下ニ於ラ、 通貨 ノ中ニ不換紙幣ヲ加へ之ニ張制通用力ヲ付與スルト 却テ民法ニ於テ之ヲ是認シテ -è

若シ發行者ニ對スル信用衰退セバ、 ノ開キヲ置イラ貨幣法ノ要求スル如キ强制通用力ヲ無視スルデアラウ。 人々へ相對的强制通用力ヲ利用シラ紙幣ヲ拒否シ、 尤モ斯カル場合ニ 少 一ク下

ハ概ネ相對的

『强制通

崩

力

ニ甘ン

ジ

ナイデ更ニ絕對的强制通用力ヲ付加

シ

特別

刑法

二依

ÿ 紙

幣ノ割引受領又ハ受領拒絶ヲ禁ズル 必シモ張制通用力ガ不換紙幣流通 デ其以外 圓滑ナヲシ ノ經濟的手段ナル ムル コトヲ得ナイ。 **=** ŀ 流通難ノ救濟者ハ强制通用力ヲ支持スル國家 ハ 從來各國 ノ根據ニアラザル ガ從來ノ例デアル ノ歴史ガ證明スル肪デアル。 <u>-</u> Г ガ、其スラモ效力薄弱ニ ヲ論破 シタト ハ言ハナイ。 吾人 八以上 ノ司法 シラ紙 併シ之ニ由 的権力ニアラ 所説 幣 ラ以テ 通

テ强制通用力ガ紙幣流通ノ根據タルニハ餘リニ薄弱ナラザルカヲ暗示シ得ルト思フ。

吾人ノ見ル所ニ由レバ、

不換紙幣流通ノ主要ナル根據ハ、紙幣發行者ガ發行ニ際シ紙幣受領者

(又ハ其護受人タル紙幣所持者) 掛 ガ斯カル ジリ現在 相殺ヲ説示的又ハ默示的 負 ヒ若クハ將來 ニ負フ防ノ金銭債務ト紙幣受領者 三負 フ ~: ニ認諾シ、 キ金銭債務ト 受領者(叉ハ所持者)が其ノ認諾ヲ信認ス ノ相殺。 ニ存スル (双ハ其讓受人タル紙幣所持者) ト信ズル 精密 三言 ガ紙幣發行者 w ۴ バ發行

究

不換紙幣流通ノ根據二就テ

(第四號 七三) 五五三

第二卷

換紙 幣 刻 メテ流通ノ根據ヲ得ルノデアル。 此根據ナク シテハ タトエ 强制通用力ヲ付與 ヘスル

不換紙幣ハ正貨ノ支拂ヲ約東スル無記名無利子ノ流通形式證券デアル。不換紙幣ガ普通ノ金錢

紙幣ノ流通

ハ不可能デアルト思フ。

者ニ對スル各種ノ金錢債權ノ行使期限ト同時ナルコト、及ビ支拂方法ガ必ズ證券發行者ノ止貨支 發行者ガ何時ニラモ正貨ト均シク受側スルコトヲ條件トスル證券デアル 紙幣ノ提供及受領ガ當然ノ相殺トナルノデアル。故ニ不換紙幣ハ或意味ニ於テ不換デナイ。其 定セル謂ユル法律上ノ相殺ヨリモ倘一歩ヲ進メ、當事者ノ何等ノ意思表示ヲモ要スルコトナク、 **拂債務ト證券所持者ノ正貨支拂債務トヲ相殺スルコトノ二點ニアル。殊ニ其相殺タルャ民法ニ規** 支拂ノ約東證券ト異ル點ハ其ガ必ズ無記名無利子ナルコト、債權ノ消滅時效ナキコト、 ラ無形ノ兌換ヲ行フ譯デアル。 端敷ナキコト等ニ由リラ流通シ易キ性質ヲ具フル外ニ、特ニ支拂期限ガ證券發行者ノ證券所持 **兌換紙幣ノ如ク請求次第ニ現實ノ正貨ヲ引渡サナイト云フ斯ニ於** カラ謂ハ バ相殺方法ヲ以 額面金額

對シ金錢債務ヲ負ハザル者幷ニ之ヲ負フモ多額ナラザル者ニアツテモ更ニ他人ニ移轉スル意思ヲ ナケレバナラヌ。此點ニ於テ特ニ抽ンデラ發行ノ資格ヲ有スルモノハ政府デアル。政府ハ租稅ヲ始 メ手敷料及ビ官業供給品代價等ニ就テ國民ノ大多數ニ對シ極メラ多額ノ金銭債權ヲ有シ又有シ得 カル性質ヲ有スル不換紙幣ノ發行者ハ多敷者ニ對シ多額ノ金錢債權ヲ有シ又有シ得ル 政府 ノ發行スル支拂約束證券ハ極 |メテ廣キ範圍ニ亘リテ受領セラルペク、又現 ニ政府 Æ

ラ不換デアル。

以テ證券ノ受領ヲ肯ンズベク、斯クテ政府ノ證券ハ普ク全國ニ亘リテ輾轉流通ヲ見ルデアラウ。 政府 ナ ナ バ不換紙幣ノ發行ハ普通ノ私人及經濟機關ハ勿論金融機關ト雖之ヲ爲シ得ナイ。 ノ發行スル支拂約束證券ガ特ニ通貨ト 日ツ前述ノ支拂期限及支拂方法ヲ具備スルトキハ其ガ即チ不換紙幣トナルノデア シテ流通セ €/ メンガ爲ニ無記名、 無利子弁ニ形式的 通貨/一 ル 0 種 サ

得ルガ、斯ノ如キハ政府ガ銀行ヲ利用シラ發行セシムル 其スラ政府ガ通貨保證ヲナシ政府ニ對スル金錢債務ニ相殺スルコトヲ認容シナケレ 職分ヲ盡シ得ヌデアラウ。 獨り能クスル所デ銀行ニハ此資格カナイ。尤モ兌換停止ニ由リ銀行ノ不換紙幣ヲ見ルコト n 水 ŀ Ξ. 全國ニ普ク流通スベキ證券ノ發行ハ全國ニ亘リテ廣ク金銭債權ヲ有シ又有 從ツテ政府ガ通貨保證ヲナサバ Æ ノト見ルペク、 銀行ト雖モ最初カラ不換紙幣ヲ發行 銀行自身ハ兌換券ヲ發 バ通貨トシ シ得ル アル 政府

テ ŧ

:/

明カニ此條件ヲ亢タス機會ヲ有シナイ者ハ不換紙幣ノ受領ヲ拒ム譯デアル。不換紙幣ガ外國ニ 斯 ノ如ク不換紙幣ハ相殺 ノ條件ヲ根據トシラ成立シ、强制通用力ハ其存立ノ根本要件デナイ。故

行シ得ル如

クニ不換紙幣ヲ發行シ得ル能力ハナイノデアル

國內 銀行ノ兌換券ハ歐洲大陸ニ於テモ或範圍マデハ通用スル)。 流通 ラ ,r תוק ル 通 7 シナイノハ其故デアル。 ŀ カラデアル。發行政府ニ對シ租税等ノ債務ヲ負フコトナク、 用 キ外國住民ハ不換紙幣ヲ受取ッテ ガ强制セラレ、 國外 **兌換紙幣ナラバ張制通用力ナキ外國** ノ其ガ然ラザル故デナイ。 モ役ニ立タメ。 其ハ兌換ニ由リ何國ニテ 少クト 不換紙幣ノ ニテモ モ其ガ根本的 從ツテ之ト相殺スル機會ヲ有 流通ガ國内 モ價値アル正貨ニ換 流通スル 事由 _ デナイ。 ŀ 限ラル カ 7 ル (英雄 ル 得

究

(第四號 七五)

者 新政府 見ル 傷 持スル 由 相殺 主タル根據ガ强制通用力ヲ超ニテ寧ロ相殺條件ニ存スル 立ヲ危クセラルル 尙 制通用力ヲ要シナイ。 スルナラバ)、タトエ シ其强制 デアルゥ 得 ŀ 1 ツラ(政府が不換概幣チ正貨ト均シク受領スルコトチ拒ムニ由ッテ)不換紙幣ハ其本質ヲ失フ。 今試ゞニ不換紙幣ヲ兌拠紙幣ニ比較スルニ、免換紙幣流通!主タル根據ハ正貨兌換ノ條件ニ存 ノ履行ヲ基礎ト カ ナル。 不換紙幣タリ得ル餘地ア ル正貨債權 ノ條件 司法的權力 不換紙幣 存立ニ或程度マデ疑念ヲ懷イヲ居ツタ故デア 通用力ニ存シナイ。 此際假 明治新政府ノ不換紙幣ガ流通難ニ遇ツタノハ紙幣濫發 在ル。 ガ豊富デ又相殺意志ガ確實ナラバ 政府又ハ革命後新立シテ末ダ人民ノ信賴厚カラザル政府 張制通用力ナクトモ其流通ハ圓滑デアル。後者モ之ニ似テ政府ノ享有シ又享有 シ目的トスルカラデア リニ民間 ノ微弱ナル故デモナク、 前者ニア 相殺不能 兌換意志ヲ絶ツニ由ツラ兌換紙幣ハ其本質ヲ失フ如ク、 灰 ヶ jν 不換紙幣流通ノ主タル根據モ亦其强制通用力ニ在ラデ實 三陷 ツラハ兌換準備ガ豐富デ又兌換意志ガ確實ナ モ **、** <u>--</u> 通用ヲ强制シテモ ル , 虞ア 後者ニアッテハ正貨代表ノ關係ヲ斷絶 . v ル。又兌換紙幣ハ兌換停止ノ虞アル 寧 ŀ 世世 + 價格 人 (世間が厚ク之チ信認スルナラバ)、 其流通ニ必シ 其ハ無效デアル。 ガ新政府 ノ下落ヲ見ル。 jν ŀ 思 - ヲ語ル う。 ラ財力 斯 ノ故デモナク叉强制通用力ヲ支 ジ如き ニ對ス 後者ハ革命又い外敵ノ爲ニ存 流通證券、畢竟最後 ル ノ不拠紙幣ニ就ラ起ル シ、 ラバ 信認薄 ŀ 乃チ不換紙 ャ價格 流通ヲ止ムル 相殺意志ヲ絶 (世間が厚ク之チ信認 前者ニアッテ 7 ハ正貨債務 幣流 極言 下 ノ債務 洛 致 乜 ッ モ 通

ヲ

ي: ŀ

Æ

ノデ

۸,

7

jν

7

1 カ

但ダ茲

價格暴落ガ政府ノ收入ニ大打撃ヲ與フルニ由リ之ヲ発レントスル一時ノ窮策ニ過ギナカツタ。 受領ヲ試 ニ付言シタキコトハ明治新政府ガ一時、太政官札ヲ正貨百両ニ對シ紙幣百二十両ノ割合ニテ割引 動揺ヲ來タスガ如キモ實ハ必シモ然デナイ。 ミタ一事デアル。 | 發行者自身ガ紙幣ノ割引受領ヲナスコトハ前述セル不換紙幣ノ本質 明治新政府が割引受領ヲ敢ラシタノハ不換紙幣 卽

紙幣ヲ生ジタマデデアル、サレド斯 チ屢々諸國 間 モナク割引受領ヲ廢止シタ。此一 ア質例 ニ見ル如ク財政上ノ必要ニ驅ラレラ貨幣政策上 ノ如キハ益々紙幣價格ヲ下落セシムル所以デアル 例ハ偶々以テ發行者が正貨ト均シク不換紙幣ヲ受領スルコ ノ準規ヲ曲ゲ其爲 カラ、 變態ノ不換 政府

面 ョリ明

スル證左デアルト思フ。

カ

ŀ

力"

其流通ヲ支持スル最重要件ナル

7

トヲ示シ其流通ノ主タル根據ガ相殺條件ニ存ス

ルコ

۲

ラ裏

ノ基礎トナル。此ノ正貨代表ノ關係ヲ普遍且ツ確實ニ支持スル爲ニハ茲ニ張制通用力ヲ必要 。殊三普遍及確實ヲ期スル上ニ於テハ兌換紙幣ヨリモ不換紙幣ノ方ガヨリ多ク之ヲ必要トスル |モ不換紙幣モ共ニ正貨代表ノ黙ニ於テハ同様デアリ、 叉此代表關係 八一般ニ紙幣 成立 ŀ

併シ張制通用力ノ職分ハ其ダケニ止マツラ張制通用力ハ兌換紙幣ハ勿論不換紙幣ヲモ創造スル力 ヲ持ナイ。 戸田博士ガ紙幣ニ就テ正貨代表説ヲ採ラルルノハ大ニ吾人ノ意ヲ强ウスル所デアル。

但が博士ガ兌換紙幣ト不換紙幣トニ就テーハ積極的ニ正貨ヲ代表シ他ハ消極的ニ正貨ヲ代表スル 差別ア トナ シ、消極的代表ノ根據ヲ强制通用力ニ置イヲ居ラル ル 點(經濟論叢先揭ノ箇所) ハ 吾人

見ル所ト少シタ一致シ難キヲ憾ミトスル。 發行者ニ對スル信用減退又ハ發行額過多等ノ故・世人

(第四號 七七)

宪

不換紙幣流通ノ根據二就

(第四號 七八)

換紙幣ハ正貨代表關係ガ狹イダケニ此關係ヲ確保スル强制通用力ニ負フ肪ガ多 ィ 表 スル ト シテ モ、 兌換紙幣 ハ 一般的 ニ(如何ナル場合ニモ正貨ト引換(得ラルルト云フ意味に於テ)正貨ヲ 代表 貨ヲ保持 シ、不換紙幣ハ特別的ニ 其反對ニ發行者ニ對スル信用厚ク、 合ニモ相對的强制通用力ノ下ニ於アハ不換紙幣ノ受領ヲ避ケ得ルカラ ス ラ携帯使用ノ便宜多キ不換紙幣ヲ愛惜スルカモ知レ ガ不換紙幣ヲ忌避シテ居ル際ナラバ强制通用力ノ下ニ正貨支狒ニ代ヘテ不換紙幣ヲ支拂ヒ以 バー 强制通用力へ何レニモ單ニ流通ヲ普遍且ツ確實ナラシ 紙幣所持者ハ無條件ニ紙幣ヲ以ラ消極的ニ正貨ヲ代表セシメ得ナイコト セント スベ ク、斯ノ場合ニハ消極的ニ正貨ヲ代表スルト見ルコト (發行者二對スル債務履行ノ場合ニ正貨トシテ用井得ラルルト云フ意味二於テ)正貨ヲ代表 發行額適度ヲ超エザル ヌ ° 故に余い斯ク言ヒタイ。 場合ニハ世人ハ ムル要件タルニ過ギナイガ、 (少クトモ紙幣ノ割引受領サナシ得 寧ロ强制通用力ヲ忘 ガ出來ョ 均シ ニナル、祝ン ŀ ヮ゚ 見ルベキデ ク正貨ヲ代 併シ此塲 唯ダ不) テ 正

多額ノ債權 其流通ヲ續ク 民衆二意識 上述ノ如ク不換紙幣流通ノ主要ナル根據ハ發行者ニ對スル債務 ヺ 有 ラレ居ル ス デアル jν 者ガ安ンジテ多額 コトヲ要シナイ。 0 之い恰を兌換紙幣が兌換條件ノ存在ヲ知ラザル者ニ ノ紙幣ヲ受領 民衆ハ唯ダ政府ガ無條件ニ紙幣ヲ受領 スル =7 トヲ知ラ ノ相殺ニアル ۍ ۲ 共餘ハ社會 モ正貨ト ガ其ハ必シ シ 又政府 ノ摸傚運動 均 シク取 = 對 デ シ

ハルルト同様デアル。

目的 7 處置デア jν 不換紙 'n ニ出ッ į, 幣 ハ紙幣所持者 不換紙幣ニ强制通用力ヲ付與シテ其流通ノ普遍及確實ヲ期スル ル不換紙幣ニ於テ然ウデアル 强制通用 此强制 通用力 力ヲ絕對的必要 ノ債權者ニ對スル中間 ハ言フマデモ ŀ 0 ス ナ サ v ク レ æ ノ受領ニ就テ行ハルル ド正貨デスラ慣行 ノデ ニハ政府 ナ 10 少クト ノ債権者ニ對ス モ財政 正貨ョリ法定正貨ニ進 力**'** 最後 ク為 n 最初 ኑ == メナラ 政府 八貨幣政策上當然 , 受領 ス ガ無條件 通 メル 貨 Ξ. 就 供給 テ行 正.

紙幣 不擬紙幣 ノ發行額ヲ ジ流 通 処ガ强制] 適 度ニ 制限 通用力ニ負フ肪大ナルト同時ニ合一ツ重要ナル流通要件ニ ス jν :: ト デ アル 0 發行額ガ適度ヲ超エナケレ バ通貨ト 敷フベキ シテ /便宜多さ 3

貨ト均シク之ヲ受領スル

ハ强制通用力ノ效力デハナク、

不換紙幣存立ノ根據タル相殺

ノ約束ヲ履

行スル所以

三外ナラヌ。

發行額 ラ消失 漠然タル 制 論其不換紙幣ニハ 紙幣ハ强制 難進 通用カヲ バ不換紙幣ノ發行額ハ之ト相殺セラル 三陷 ス ノ適 標準 遊度如何 アラ須 取 ル ŀ デアラウ。過去ニ於ケル諸國ノ不換紙幣ハ概モ之ガ例證トナツテ居ル。但 芸ッ ナガラモ凡ソ兌換準備額 ハ信ジ難イ。 タ 强制通用力 ø ズ ۸, 簡單ニ答フル能 ۲ ŀ ス モ圓滑ニ v 之二反シ發行額多キニ過 E カ 欧府ガ無條件ニ正貨ト均シ 流通ス アル ガ正貨ニモ其カアル。今假ニ米國ノ總ラノ通貨カラ一樣 ۸, ザル ルデアラウ。今米國ニ行ハルル不換紙幣ハ其 ノ三倍マデハ發行シテ差支ナイト言ハレ ベキ政府ノ債權總額ヲ標準トナシ得 貨幣論上ノ一大難問デア グ レバタトエ ク受領スル不換紙幣 通用ヲ張制 , の **兌換紙幣** スル jù テ 居 ガ如ク思 ガ忽 ŀ __ 一例デアル 7 Æ チ ŋ 紙幣 流通場 シ不換紙幣 之言 ハル ラ 'n 甚ダ 流 y 狸 = 强 通 'n

第二卷 (第四號 七九

究 不換紙幣流通ノ根據ニ就

第四號 七九) 五五九

五六〇

第二卷

(第四號

ス ()

ナルト 發行額 ク多額 倂 紿 故ニ之ヲ避ケ、 ナ デアル ク兌換準備額ニ由ツテ左右スベキ ルカ シ巣 重要ナルヲ一言シ置クノデアル ノ如キ自動的供給調節 く、主ト /二點 r 思フ。 ハー片ノ理論 Ŀ 由ツテ債權總額ハ署シク増減スベク、又此標準ニ由ラバ紙幣發行額 3 シラー國ニ於ケル通貨需要額ト不換紙幣以外ノ通貨ノ流通額ト ~ ŧ 茲ニハ唯ダ不換紙幣 **兌換紙幣ニアツラモ今日ノ文明國ノ如ク正貨準備額ヲ緊積スル** り言へバ、 が故 タル = 實際 法 = 其發行額ヲ主ト 止マリ、 ヺ 有セ 二於ラハ發行額ヲ決定スル標準ト ザ モノデナイ。 第一ニ政府ノ債權ハ將來ノ其ヲモ N ガ正貨ニ於ケル自由供給又ハ兌換紙幣ニ於ケル 縣 ョリ見テ、 シテ國内ノ通貨需要額及正貨流通額 但シ此問題ニ關スル細説 其發行額ヲ適度ニ保持スル ス n ニ足ラヌ。 包含スル 八本論 ħ 4何國ニ 故將來 ŀ ラ割出スベ 從ツテ不換 7 = ノ範圍ヲ逸ス 摡 通貨保證 ŀ 屈 ガ シテ決定スベ 於テ 流通上格別 伸制 ノ年限幾許 + 紙幣 --E: 限的供 確實 . مار Æ 甚 . 力"

代表ス 流通ヲ 以 Ĺ ナ 所説 確實及圓滑ナラ 熟 ニ存シ、 ヲ約言セバ、 其流通ヲ普遍及確實ナラシムル要件 シ ۷. 不換紙幣ノ流通ヲ可能ナラシ بار 要件 ハ其發行額 ノ適度ニ存スル ムル 八國家 要件 0 (ノ付與 如上ノ三要件ヲ具備 其 ス ガ相殺ヲ條件 jν 强制 通用力 スル 二存 テ正貨ヲ ŀ キハ シ、其 不

ŀ

アル 上述ベタル不換紙幣 將來ニ於ケル貨幣 ノ進化ハ國際經濟ヲ別トシ國內ニ在ツラハ全ク正貨及ビ一般的ニ之ヲ代 ノ流通へ正貨ヲ代表シ且ツ之ト並ピ行ハルル不換紙幣ニ就テ言ツタ

換紙幣

ハ初メラ正貨ト

同様ナル通貨タル

는 나

ラ得ル

ノデアル

更ニ想像ヲ逞ウスレバ終ニハ貴金屬ト關係ヲ絕テル 表スル兌換紙幣ノ流通ヲ廢止シ不換紙幣ヲ以テ主タル通貨トナスニ至ルノ 代表紙幣デアッテ獨立ノ本位紙幣デナイ。 是マデ劣貨横行ノ理ニ由リ正貨ヲ驅逐シラ生ジ **眞ノ本位紙幣ニ至ツテハ其性質及流通** 純粹ノ本位紙幣ラ現出 タル謂ユル本位紙幣ハ ャ ス デ jv ハリ脊後 _, 7 <u>;</u> 至 jν -7 ル ィ カ 根 正貨ラ カ、 Æ が從 倘 知 ホ

來ノ不換紙幣ト全ク趣ヲ異ニスルャ言ヲ須タヌ。倂シ斯カル貨幣進化ノ大問題ニ立入ルニハ吾人

就テ充分ニ硏究ヲ積ム必要ガアル

貨幣價值

=

關スル豫備的智識

カ倫ホ

餘リニ貧弱デアル。

是黙ニ於ラモ吾人ハ從來ノ不換紙幣

ト思フノデアル。

, Handbuch d. P. O. H Bd. 2)